

東広島市監査公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定により、東広島市長から令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年12月24日

東広島市監査委員 水 戸 晃
同 重 河 格
同 加 藤 祥 一

財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象法人等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
東広島市土地開発公社	令和元年11月5日 (東広監委第28号)	令和元年11月22日 (東広用第345号)

2 監査の実施期間

令和元年6月10日から令和元年10月24日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
1 契約事務 予定価格調書が作成されていないものがあった。 東広島市土地開発公社会計規則に基づき適正な事務処理に改められたい。	契約事務について、東広島市土地開発公社会計規則を遵守し、適正な契約事務に努めるため、東広島市総務部契約課作成の「契約事務の手引き」に準じて遺漏のないよう事務処理を行うよう指導し、契約事務に関するチェックシートを新たに作成し、チェック体制を強化することを確認した。